



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	言語と概念の存在空間を拓くこと : アベラールにおける普遍の表示作用について
Author(s)	清水, 哲郎
Citation	北海道大學文學部紀要, 35(2), 1-42
Issue Date	1987-03-23
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33513
Type	departmental bulletin paper
File Information	35(2)_PL1-42.pdf



言語と概念の存在空間を拓くこと

——アベラールにおける普遍の表示作用について——

清 水 哲 郎

中世の論理学ないし言語哲学においてアベラール (Petrus Abaelardus, 1079~1142) が最高峰の一つをなしていることは、研究者達が共通に認めるところであろう。かつ中世哲学を現代哲学の対話の相手とするに足るものと認識して、これに長らく附随してきた神学という枠を取り払って向かおうとする最近の傾向においては、アベラールが関心の的となること、特に、従来の哲学史においても指摘されてきた普遍論争におけるその理論が意味論に他ならなかったために、ここにまず研究者の目が注がれることは当然だといえよう。とはいえ本格的研究は開始されたばかりであり、既にこの主題に関して提出されている諸研究 (De Rijk および Martin M. Tweedale の業績を特に挙げることができよう) も必ずしも納得の行くものではない。本論はこのような状況の中で、アベラールの意味論とりわけ *significatio* の問題を主題とし、テキストを読み、これと対話するという基礎的作業を通して、これを分析しようとする試みである。

アベラールにおける表示の理論については、通常 *Logica "Ingredientibus"* (LI) および *Logica "Nostrorum Petitioni Sociorum"* (LNPS) のポリュフィリオス『エイサゴーゲー』注釈の普遍の性格をめぐる議論を主な典拠として、さらに LI のアリストテレス『カテゴリー論』および『命題論』注釈の部分や『ディアレクティカ』(DIAL) 等における表示作用についての言及を援用しつつ論じられる。本論もまず LI における普遍の問題を論じ、その上でアベラールのより成熟した考えを示すと

見られている *LNPS* に向かうことにする。

1 出発点としての唯名論

1-1 アベラールによる唯名論提示

ここで主として検討するテキストは *LI* の中で、『エイサゴゲー』冒頭においてポリュフィリオスが提起した 普遍の存在性格を巡る問いに対する注釈の部分である。注釈は、この提起された問いを明確にした上で、これに対する答を探るという仕方で展開される。すなわち、まず普遍に関する実在論の様々な可能性が検討され、これらが退けられた上で残された唯一の可能性として唯名論が提示される。その唯名論提示の部分は次のとおりである。

さて今や、如何なるものも、それが個々のものとして取られるにせよ、集合体として取られるにせよ、複数のものについて述べられるという意味において普遍であるとは言われ得ない根拠が明らかになったのであるからには、かかる普遍性をただ音声にのみ帰する途が残っている。(LI 16. 19-22)

普遍的語彙はその案出に由来して、複数のものについて個々に述べられるという性格を帯びたものである。たとえば「ひと」という名称は、この名称がそのものどもに対して設置されているところの基体(対象)であるものどものありかた(ないし類別)に応じて、人々の個別の名称に結合され得るものなのである。だが他方、個的語彙はただ一つのものについてのみ述べられ得るものであって、ただ一人のひとの名前と解されている場合のソクラテスがこれである。

(LI 16. 25-30)

Nunc autem ostensis rationibus quibus neque res singillatim neque collectim acceptae universales dici possunt in eo quod de pluribus praedicantur, restat ut huiusmodi universalitatem solis vocibus adscribamus.

Est autem universale vocabulum quod de pluribus singillatim habile est ex inventione sua praedicari, ut hoc nomen 'homo', quod particularibus nominibus hominum coniungibile est secundum subiectarum rerum naturam quibus est impositum. Singulare vero est quod de uno solo praedicabile est, ut Socrates, cum unius tantum nomen accipitur.

一般に、ソクラテスやカリ阿斯は個であるのに対し、人や動物は普遍であるといわれる。その場合「人は普遍である」とは「人」という音声によって指し示される何らかの〈もの res〉について言われているのか、それともこの〈音声（としての言葉） vox〉について言われているのか——言い換えれば、普遍性 universalitas は〈もの〉に帰するのか〈音声〉に帰するのか——という枠組の下で検討はなされつつある。

何かに普遍としての資格があるか否かは、普遍の定義である「複数のものについて述べられる」という性格があるかどうかによって検討される。アペラールはそれを〈もの〉について検討し、これを否定した。すなわち実在論は退けられた。今や残されているのは〈音声〉ないし〈言葉〉の側にのみ普遍性を帰する途である。このようにして唯名論の検討が始まる。

1-2 〈もの〉とその〈名称〉

上記引用の後半はその唯名論の提示であり、ここからアペラールの出発点としての唯名論が何を主張するものであったかを知ることができる。すなわち、その主張によれば普遍であるような言葉は、「複数のものについて個々に述べられるという性格を帯びたもの」であるが、それは「その案出に由来して」のことである。

1・2・1「複数のものについて個々に述べられる」という性格を名称について説明したものが、或る普遍的名称を「A」として、それが「個別のAを名指す名称（例えば『B』）に結合される」（すなわち B est A）との言い換えである。「ソクラテスは人である」「あれは人である」というように。しかしそれはすぐ後で説明されるように (LI 17.12-28), 単に文法レヴェルで「BはAである」という文章が形成されるという話ではない（文法上の話としては「人は石である」とでもなんとでも述べられるからである）。そのことを言い表わすのが「この名称がそれらに対して設置されているところの基体であるものどもの在り方に応じて secundum subiectarum rerum naturam quibus est impositum」とい

う附加である。

1・2・2 名称はものどもに対応して「設置されている」。これは後に(4-4) 触れることだが、「案出 *inventio* に由来して」といわれる事柄と結び付いている。ことばの案出ないし発明とは語彙の設置 (*impositio*) に他ならない。すなわち「ものに対して設置されている」とは個々の発話において名称が如何なるものに結びつけられているかということではなく、そういったその都度の名称の働きの基礎となっている事態としての、或る音声か或るものどもの名称として成立しているということを示すものである。この成立した音声とももの関係をももの側から言うと、そのものどもはその名称に対して＜基体となっているもの *res subiectae*＞だということになる（このテキストの一連の文脈では *subiectum* は大体において、表示ないし名指しの対象を示すことばとして使われている）。従って、「述べられる性格を帯びている」「結合され得るものである」も、あくまでもこの案出ないし設置という既に成立している＜もの＞－＜音声＞ 関係に依拠する性格に言及するものである。

1・2・3 [*secundum rerum naturam* について] *rerum natura* はこの文脈では「(言語ないし理解の側ではなく) ものの側に成り立っている秩序の事実」「実在世界」といったことを指すか、「ものがどのような類のものであるか」を指すかである。

前者と取るのは目下のテキストの解説に当る17. 12・28に出てくる *rerum natura* の用法に依拠してのことである。そこではまさに我々の理解の側のみの話であるのか、それともものの側(にある秩序・事実)との対応関係があるのかが問題にされ、ものの側を指す語が *rerum natura* であるといえるのである。

後者(ものの類別)は *natura et proprietas* と言う時に、*natura* が「何であるか……人なのか、犬なのか、植物なのか…」を、*proprietas* が「どのようなであるか…白いのか、固いのか……」を表わす時の使い方である。ただし、このような時は「或る類別 *natura aliqua rerum*」(*LI* 307. 29) とか「諸類別 *naturae*」という言い方になるのが普通で

あろう。ここでは *subiectarum rerum natura* となっていて、*subiecta* は或る名称との対応関係において言われるのであるから、*natura aliqua* に類する表現だとも解し得る。このようなとり方を支持する根拠としては、アベラールがまさに案出者によることばの設置について *secundum aliquas rerum naturas vel proprietates* としていることが挙げられる (LI 23.22)。

secundum subiectarum rerum naturam は前者のように読めば、「ものの側にある事実（この場合はものの類別という事実）に応じて言葉の側における名称の分節が成立している」となるし、後者と取っても、「ものの側に成り立っている類別に応じて名称が成立している」となり、結局同じことになる。つまり、或る範囲のものを同じ名称で呼ぶのは、人の勝手な設定によるのではなく、ものの側の分節に応じてのことだと主張されているのである。ただし、ここでその範囲のものどもには共通して人という本性があって、それに応じて「Bは人である」という述定がされるというように解してはならない。そう解したとしても、少なくとも「人という本性」をなにかもののように解してはならない。そう解するならば、それは一度否定した實在論に逆もどりすることであるからである。

1-3 唯名論も世界の側にある分節を認める

唯名論は分類を全く人間の側の任意の規約によって成立したものと解する立場であると我々が考えるとすればそれは誤解であることをまず知らねばならない。まさに自然的なものとして類・種の起源は考えられている。世界の側にある分節を人間は見出し、それに応じて或る音声を名称として選んで「設置した」。従って、世界の側にある分節に対応して、言い換えれば名称の案出に由来して、名称は述定されるものとなっている。

とはいえ、唯名論は類・種自体がものの側にあることは認めない。その最も基本的な論点は、普遍についてのアリストテレスに由来する「多

くのものについて述べられる」との定義は言語にのみ適用し得るという点である。それは単に「述べられる」ということが字義通りには言語に備わる性質の一つであるという意味において言われるのではなく、個々のもの（例えばソクラテス）と何らか区別されるもの（例えば人）があって、それが個々のものと何らかの仕方で個－普遍関係にあるということを否定することとして言われるのである。

しかしこれは問題の始まりに過ぎない。唯名論の立場がこのように提示されるとただちにその困難も指摘されるのである。

2 唯名論における表示作用に関する困難

2-1 アベラール自身による難点の指摘

前節において検討した出発点としての唯名論の提示に続いて、アベラールはそれが含む難点を指摘する。その部分は次の通りである。

①さて、普遍の定義も個の定義も音声に帰せられたからには、ことに普遍的音声の性格を詳しく検討しよう。かかる普遍についてはすでに問いが立てられていた。というのはことにそれらの表示作用について疑義があるからである。すなわち普遍は（その表示作用に対する）基体であるものをなんら持たず、また何らかのものについての健全な理解の働きを構成もしないとおもわれるのである。

②さて、普遍的名称はいかなるものどもに対しても設置されないとおもわれた。というのは、全てのものはそれぞれ個々別々に存在するのであり、また、既に表示されたように、それらのものどもがなんらかのものにおいて一致し、そしてそのものにおける一致に応じて普遍的名称が設置され得ることになる、というの

Nunc autem universalis quam singularis definitione vocibus assignata praecipue universalium vocum proprietatem diligenter perquiramus. De quibus universalibus positae fuerant quaestiones, quia maxime de earum significatione dubitatur, cum neque rem subiectam aliquam videantur habere nec de aliquo intellectum sanum constituere.

Rebus autem nullis videbantur imponi universalia nomina, cum scilicet omnes res discrete in se subsisterent nec in re aliqua, ut ostensum est, convenirent, secundum cuius rei convenientiam universalia nomina possint imponi. Cum itaque certum sit universalia

でもないからである。かくて、普遍はものどもに対して、その個々別々の差異に依じて、設置されるのではないことは確かであるし（なぜならその場合にはそれらは共通のものではなく、個なのである）、かといって他方それらを或るものにおいて一致するものとして名指すこともできないのであるから（なぜならそれらがそれにおいて一致するようなものはないのである）、ことに普遍が何らかのものについてのいかなる理解をも構成しない場合（訳注：この点を以下吟味）には、普遍はものどもについていかなる表示作用も喚起しないとおもわれる。

③そこで、ポエーティウスは『ディヴィジオニブス』において「ひと」という音声の理解についての疑義を生じさせると言っている。すなわち彼は言う。「〔ひと〕という音声を聞いたときに」聞く者の知性は多くの動揺と過ちに引き入れられる。つまり誰かが『全ての人は歩く』と言って限定し、あるいは『或る人が歩く』と言って、そのことが起きている際にその者を指示するのでなければ、聞く者の理解は何を論理的にいつて理解すればよいのか分らないからである。」

④さて、「ひと」は個々に対して、同じ原因、すなわち、それらが死すべき理性的な動物であるという原因に基づいて設置されているのであるから、設置のかかる共通性はこの語にとっては、或る誰かがこの語において理解され得るということとを妨げるものとなる。これに対して「ソクラテス」という名においては一人の特定の人理解されるのであって、それゆえに個と言われるのである。だが、「ひと」という共通名称においては、ソ

non imopni rebus secundum suae discretionis differentiam, quippe iam non essent communia, sed singularia, nec iterum eas possint ut convenientes in aliqua re nominare, quippe nulla res est in qua convenient, nullam de rebus significationem contrahere videntur universalialia, praesertim cum nullum de re aliqua constituent intellectum.

Unde in Divisionibus Boethius hanc vocem, homo, dubitationem intellectus facere dicit, qua scilicet audita, intelligentia audientis multis, inquit, raptatur fluctibus erroribusque traducitur. Nisi enim quis definiat dicens: „omnis homo ambulat“ aut certe „quidam“ et hunc si ita contingat, designet, intellectus audientis, quid rationabiliter intelligat, non habet.

Nam quoniam, homo, singulis impositum est ex eadem causa, quia scilicet sunt animal rationale mortal e, ipsa communitas impositionis ei est impedimento, ne quis possit in eo intelligi, sicut in hoc nomine, Socrates, econtra unius propria persona intelligitur, unde singulare dicitur. In nomine vero communi, quod homo est, nec ipse Socrates nec alius nec tota hominum

クラテス自身も外の誰かもまた全人間の集合も音声の効力によって論理的に理解されるわけではない。また、この名称によって、人である限りでのソクラテス自身が（或る人々が思うように）確定されるわけでもない。

⑤すなわち、たとえもし、独りソクラテスのみがこの家の中で座しており、「人がこの家の中に座している」との命題が彼独りについてのみ真であるとしても、決して「人」という名によって、主語がソクラテスに結び付くことにはならず、また人である限りの彼にも結び付かない。そうでなければ、この命題から座すことがソクラテスに内在していることが論理的に理解されることになってしまい、その結果人がこの家の中で座しているということから、ソクラテスがこの中で座していることが推論できることになろうからである。同様にしてこの「ひと」という名において他の誰かが理解され得るのでもないが、また全人間の集合が理解され得るのでもない——この命題はただ一人に関して真であり得るのだから。

⑥かくして、「ひと」やその他の普遍的語彙は何も表示しないとおもわれる。なぜなら如何なるものについての理解も構成しないからである。だがまた、それが概念的に把握する基体であるものを持たないような理解はあり得ないとおもわれる。それゆえにポエーティウスは『ポリュフィリオス注釈』において次のように言う。「全ての理解は基体となったものに由来して生じるが、それはものの有様に応じてのことか、応じてはいないかのいずれかである。基体に由来しないでは理解は生じ得ないからである。」こう

collectio rationabiliter ex vi vocis intelligitur nec etiam in quantum homo est, ipse Socrates per hoc nomen, ut quidam volunt, certificatur.

Etsi enim solus Socrates in hac domo sedeat ac pro eo solo verum sit haec propositio: ,Homo sedet in hac domo', nullo tamen modo per nomen hominis subiectum ad Socratem mittitur nec in quantum etiam ipse homo est, alioquin ex propositione rationabiliter intelligeretur sessio ei inesse, ut videlicet inferri posset ex eo quod homo sedet in hac domo, Socratem in ea sedere. Similiter nec alius in hoc nomine ,homo' potest intelligi, sed nec tota hominum collectio, cum ex uno solo vera possit esse propositio.

Nullum itaque significare videtur vel homo vel aliud universale vocabulum, cum de nulla re constituat intellectum. Sed nec intellectus posse esse videtur, qui rem subiectam quam concipiat, non habet. Unde Boethius in Commento: .Omnis intellectus aut ex re fit subiecta, ut sese res habet aut ut sese non habet. Nam ex nullo subiecto fieri intellectus non potest'. Quapropter universalialia ex toto a significatione videntur aliena.

いうわけで普遍は全面的に表示作用とは縁がないとおもわれるのである。

(LI 18. 4-19. 6)

ここでは普遍の表示作用 (significatio) について二つの面から問題が提示される。すなわち a. 普遍の名称にはその表示する対象であるものがない, b. それは、何かについての理解を構成もしない, という問題が①においてまず指摘され、問題 a については②で、問題 b については③～⑥でそれぞれ理由が述べられている。

2-2 表示に関する二つの基本的問題

a, b 二面から表示について考えるということを取られる方針は、アベラールにとっては表示という問題について考える際の基本的なものであった。それは『ディアレクティカ』における表示についての議論にも現われ、またそもそも LI において既にポリュフィリオスの問題提示についての注釈の文脈で登場していたものでもある。

2・2・1 『ディアレクティカ』の或る個所では、音声の表示作用の様態について (1) per impositionem, (音声がその名称として設置されているところのものを表示するという仕方), (2) per determinationem (例えば rationale はそれが名指す対象である実体に関して rationalitas を限定的に提示する), (3) per generationem (発声された音声 that それを聞く者のうちに理解を構成ないし産出する), (4) per remotionem (限定的名称に応じるものが無限定の語、例えば non-homo によって或る仕方に表示される) の四種が挙げられる (DIAL. 111. 27-112. 13)。さらに第一の場合、それに対して設置されているところの全てを表示するのか、その発声ないし文脈で指示されるもののみを表示するのかという問題が論じられるが、この内後者の立場は上の第三の様態において表示を解する見解でもある (DIAL. 112. 22-114. 15)。いずれにせよこの四種の内でも第一および第三の様態——すなわちそれぞれが a, b に対応するのである——が主たる関心の的であるようだ。

また、別の文脈では、significare の解し方についての上の第一と第三に相当するもののみを挙げ、「一つには（音声）それについて理解を産出するもののみに関して、また一つにはそれらに対して（音声）設置されている全てのものに関して解される」とする (DIAL. 562. 21-23)。これらにおいて表示が理解の構成ないし産出と解されるのはアリストテレス『命題論』16b20 に依拠することであり、理解とは聞き手の理解に外ならない。

2・2・2 a と b という二つの問いは LI におけるアベラールの普遍理論にとっても基本的である。2-1に掲げた引用の①で「かかる普遍については既に問いが立てられていた」とあるのは、既にポルフィリオス『エイサゴーゲー』の例の有名な三つの問いを紹介する文章に続けて、外にも困難があるといってまさにこの二つの問いを提示していた所に言及するものであろう (LI 8. 11-16)。その箇所では、さらにポルフィリオスのボエーティウス訳の文法的にはいささか無理と思える、少なくともギリシア語テキストからは離れる読み方 (circa ea constantia を「それ（感覚され得るもの）に即してある」というようにではなく「その持続に関する（問題）」と読む）をした上で、ここに a, b 二つの問を集約する第四の問を読み込んだのである。すなわち次のように問いが立てられる。

類や種は、類や種である限りは、名指し作用によるその基体（対象）である何らかのものを持つことが必然であるか、あるいはそういった名指されたものどもが破壊された場合にも理解に関する表示作用に由来して普遍としてあり得るのか。例えば「バラ」という名称はそれらに対してこの名称が共通であるところのバラが全然ない場合はどうなるのか。

(LI 8. 18-22)

scilicet utrum et genera et species, quamdiu genera et species sunt, necesse sit subiectam per nominationem rem aliquam habere an ipsis quoque nominatis rebus destructis ex significatione intellectus tunc quoque possit universale consistere, ut hoc nomen ,rosa', quando nulla est rosarum quibus commune sit,

ここで〈名指し作用 nominatio〉というのは、音声かものの〈名称 nomen〉となっているということの言い換えとしての、名称がそれに対

応するもの（基体）を＜名指す *nominare*>という働きのことであり、名称が名称である限り果たしているはずの機能を指す。これは例の設置（*impositio*）に由来するものに外ならず、aの問いに関わることは明らかであるが、ここでは名称はものの名である以上、その名指すものがなくなれば名称はもはや名称としての機能を果たせなくなるのではないかとの疑義を含意するという仕方であらう。また、問いの後半は明らかに問bの問題領域で提示される考えであり、問bが答えられた上で、この部分はアベラールによって肯定されるであろうことが暗示されている。

こうして通常は伝統的な三つの問いとして解されている普遍問題に、さらなる問いを加えるばかりでなく、それを第四の問いとして読み込もうとするところに、我々はこのa、b二点に並々ならぬ重点をアベラールが置いていることを見て取ることができる。

2-3 ことばを聞いている私の立場から考えるということ

以上、アベラールが普遍の表示作用について疑義を提示する際に、a. 設置の問題と、b. 理解の問題という二面から論じるということは、その基本的問題理解を示すことが認められた。そこで我々も問題をアベラールに従って受け止め、かかる問題把握は、出発点としての唯名論および既に否定した実在論の立場と比較して、どのようなアベラール固有の態度によるものかを考察しなければならない。

2・3・1 [a. 普遍的名称は何に対して設置されているか] 実在論者は、例えば個々人はその諸形相（*formae*）によって互いに異ったものであるが、その形相がそこに附加される材料（*materia*）である存在者（*essentia*）としての人という実体は一つであると言い（ただし、これらの用語はトマスなどの使い方とは異なることに留意せよ）、或いは、個々人はソクラテスであるという点では他人と異なるが、人である限りのソクラテスは他人と一致する（*convenire*）などと説明し、かかる一人なる人ないし他人と一致する人である限りの人に対して「ひと」という

音声が設置されたと言う（「そのものにおける一致（つまり或るものにおいて多くのものが一致していること）に応じて（諸個物に対して）普遍的名称が設置される（2-1の引用②）」とあるとおりである）。そのような説明を否定するアペラールに対しては、そうであれば普遍的名称の表示対象はなくなってしまうのではないかと反論が出てくるのは当然であろう。個物は皆個物でしかないのであれば共通であることはなくなるが、何らかの共通性をものの側に認めるのであれば普遍的名称が設置されていることは説明できなくなってしまう。言い換えれば、普遍的名称はあってもその名指しの基体たるものはないことになってしまう。これに対して、アペラールは先の唯名論の定義に留まり、「自然の側に類別という分節が既にあり、それに応じて個々のものに名称が設置されているのだ」というだけでは済まされなくなる。その分節そのものを、ないしはそれを把握する仕方と言わなければならない。それがどのようにものの側に普遍に対応する共通性を認めるかという問題であり、「名称が設置されていることの共通の原因」を問うことであつたのである。

2・3・2 [b. 普遍的名称は聞き手のうちに理解を構成し得るか] 実在論者は何らかの仕方でもものの側の普遍的なものを認めたために、表示作用が説明できたのに対し、これを認めない唯名論に説明しなければならない問題が生じるのであつた。その説明の可能性は理解の働きに求められ得る。そこで先の引用では理解の構成についても否定的な見解がまず示される（③～⑥）。

その趣旨は次のようなものである。普遍的名称、例えば「ひと」はそれを含む文句を聞いても、それだけでは一体誰についての言葉なのか理解できない。語り手はなほソクラテスを指して「人が座っている」と言うことが出来る。しかし聞き手はこのことを聞いただけではどの個体についてのことなのか理解できないのである。だが理解はその「概念的に把握する対象 *res subiecta quam concipiat*」なしにはありえない。理解は何かについての理解としてしかあり得ないからだ。そうであれば、普遍的名称は個物を名指すといっても聞き手にとっては定まった

個体を表示する機能を果たしてはいないことになる。このような問題提起はアベラールに普遍的名称は聞き手に如何なる理解をもたらし得るかを説明することを要求している。

2・3・3 〔素朴な唯名論との別離〕このような問い（特にb）を立てることにおいてアベラールがしていることは、ものごととばとを等分に見る立場から、言葉を携えてものに対峙している我々の立場に立ち帰ることである。確かにaは唯名論の初めの定義に直接関わるものである。そこで *rerum natura* の側で既に分類が成立しており、それに対応してことばの側の名称も設置されている、と言う時には人はものに向かう自分の現実の立場を離れて、いわば神の横に立って人の言葉について観察している。論理学が論理学である限りではそのような立場ですむかもしれない。そしてアベラールはその立場のままでこれに答え始めはする（この立場は最後まで残り続けるのでもある）。しかし、問いを進めるうちに、現実の人の立場から事柄を記述する立場を導入せざるを得なくなる。ものの側に成立している分類に応じて名称が成立しているということを、再度ことばを使う私の立場から言い直して、共通の名称を或る複数のものに対して使うのは、私から見てもものの側に如何なる共通性を認めたからかを述べようとする際にそれが生じることになる。bはまさしく、語り手はいいとして、聞き手の立場に立ってみた場合、言葉から何かを理解するということが如何にして可能であるかという問いに外ならない。すなわち、現にことばを聞いて理解している私のその都度の理解という現場に立って問いが立てられているのである。

以上の唯名論に伴う困難の提示に続いてアベラールの問題解決が論じられるところでも、当然のことながら、この二つの問が基本的な視点となる。それが次節の問題である。

3 表示作用に関する基本的構想

3-1 指摘した難点にアベラールは対決する

前節で問題にした、いわば素朴な唯名論に対する困難の指摘はアベラール自身の最終的主張ではなく、アベラールは自ら指摘した難点と対峙しつつ、それを解決する理論を提出しようとしているという方向で私は解釈しつつある。だが TWEEDALE 1976 はこの難点の指摘において主張されていることをアベラール自身の結論であるかのごとく提示し、そこでアベラールは「『或る人』は何ものも名指さないとやっているのではなく、……これ何らかのものを表示することを否定している」とする (pp. 162-165)。ここからさらに TWEEDALE は表示作用を我々の言うところの b 面にのみ限定し、普遍の表示対象として基体である〈もの〉はない、理解がその理解であるところのそれがものとしてある必要もない等と議論を進めている。だが私はまず、難点指摘の部分について TWEEDALE は a, b 両面からの議論がなされている点 (2-1 で指摘した) を見逃して、両面を混同して議論していると思う。さらにアベラールがこの難点指摘に続けて、次のようにこの難点指摘の主張に対決していることを無視している。だが、まさに次の引用を見れば、難点指摘に「そうではない」と言って対決するこの主張こそアベラールの基本的立場を言い開くものであることは文脈上明らかではないか。

だが、事実は以上のようなことではない。①つまり、普遍は名指作用によって様々のものをある意味で表示するのである。ただしそれはそれらのものから生じてくる理解ではなく、個々のものに到達する理解を構成することによってなされる。②かくしてこの「ひと」という音声はひとつにはそれらが人であるという共通の原因によって個々のひとを名指すのであり、この共通の原因に従って普遍と言われる。またひとつには「ひと」という音声は固有のではなく共通の或る理解を構成する。すなわち個々に到達する理解を構成するのであって、それらの共通の似姿を (理解は) 概念的に把握するの

Sed non est ita. Nam et res diversas per nominationem quodammodo significant, non constituendo tamen intellectum de eis surgentem, sed ad singulas pertinentem. Ut haec vox, homo, et singulos nominat ex communi causa, quod scilicet homines sunt, propter quam universale dicitur, et intellectum quendam constituit communem, non proprium. ad singulos scilicet pertinentem, quorum communem concipit similitudinem.

である。

③さて、ここですでに手短かに触れたことを詳しく検討しよう。すなわち、それに従って普遍的名称が設置されている共通の原因は何か、またものどもの共通の似姿についての理解の概念作用とは何か、そして共通語彙と言われるのはそこにおいてもものどもが一致する共通の原因の故なのか、または共通の概念作用の故なのか、あるいはその両者共の故なのか、について検討しよう。

(LI 19.7-20)

Sed nunc ea quae breviter tetigimus, diligenter perquiramus, scilicet quae sit illa communis causa, secundum quam universale nomen impositum est et quae sit conceptio intellectus communis similitudinis rerum et utrum propter communem causam in qua res conveniunt vel propter communem conceptionem vel propter utrumque simul commune dicatur vocabulum.

3-2 <もの>を表示する二通りの仕方

3・2・1 上記引用においても②と③では明らかに a, b 両面からの議論が区別されて並行してなされている。ただ①の部分「普遍は個々のものを名指し作用により或る仕方に表示する。ただし、それらのものから生じる理解をではなく、個々のものに到達する理解を構成することによって」は分り難い。「名指し作用により per nominationem」といって a の問いに対し応じ、「理解を構成することによって constituendo intellectum」といって b の問いに応じているには違いないのであるが、ここだけ見るとこの二つが何らか一つとなって significare に掛っているように取れる。しかし以下の文脈全体からいっても a, b が絡み合っている一つの表示作用を成り立たせているという結論は出ていないし、先に触れたように『ディアレクティカ』においても a に当る per impositionem と b に当る per generationem とは並列に置かれるのである。これらのことから私は「理解を構成することによって」と「名指し作用により」とを一緒にして significare に掛けるのではなく、別々のことと取りたい。ただし、単に並列なのではなく、「名指し作用により、ものを或る仕方に表示する res per nominationem quoddammodo significare」と「理解を構成することによってものを表示する res significare con-

stituendo intellectum」 とをアペラールは並列に置いて提示すること
を意図していると解する。すなわち TWEEDALE は〈res を表示する〉
ということを全く否定したのに反し、私は〈res を表示する〉仕方には
二通りあると主張する。以下、さらにこの主張の展開を試みる。

3・2・2 まず、目下のテキストをこれと非常に類似したことを述べる同
じ LI 中の次の箇所と比較しよう。

名詞および動詞は二重の表示作用を帯
びている。すなわち、一つはものについ
てのそれであり、もう一つは理解につい
てのそれである。すなわちそれらはもの
に到達する理解、言い換えればそれらの
ものの何らかの類別ないし性質に注目す
る理解を構成することによって、ものを
表示する。また、それらは理解を指示す
るとも言われる。それが音声の発話者の
それであれ、聞き手のそれであれ。

(LI 307. 26-31)

Nomina enim et verba duplicem
significationem habent, unam qui-
dem de rebus, alteram de intel-
lectibus. Res enim significant con-
stituendo intellectum ad eas perti-
nentem, hoc est naturam aliquam
earum vel proprietatem attenden-
tem. Intellectum quoque designare
dicuntur, sive is sit intellectus
proferentis vocem sive audientis
eam.

ここが目下の箇所と並行的であることは明らかであるようだが、こ
にあるのはbの問題局面のみであることに注意しなければならない。つ
まり、「理解を構成することによって、ものを表示する」と「理解を指
示する」と、表示対象が二通り指摘されているが、これはあくまでも理
解に関し、また理解を媒介にした表示のことであって、ここには目下の
問題箇所における普遍の表示作用に関するa面「名指し作用によりもの
を或る仕方に表示する」に対応する言及はない。ここは『命題論』の注
釈冒頭の部分であり、アペラールは『カテゴリー論』はものの表示に関
している（この場合はaが中心になる）のに対し、『命題論』は理解に関
する表示についてのものであると考えていること (LI 111. 9-10, 113. 31-
33, 309. 14-19, LNPS 508. 32-37) を考えれば、ここで表示をbすなわち
理解の構成という様態においてのみ見ていることは当然であろう。

〈理解〉とは目下のb局面では聞き手のうちに構成される理解のこと
である。これに対し上記引用では語り手・聞き手双方の理解について言

われているように見える。しかしこれが必ずしもアベラールの見解でないことは「……と言われる *dicitur*」という言い方から認められ、さらに文献を辿ればここでもアベラールは結局「我々は表示するということのアリストテレスに従って、語り手のではなく聞き手の理解に関する限りでのみ解する」と言って目下の了解と同じ見解を示している (*LI* 308. 17-18)。

要するに、上記引用においては、〈表示する *significare*〉とは〈聞き手の理解を構成する *intellectum constituere*〉こととされ、そこから、二つの表示対象、すなわち、〈理解がそれに到達するところのものの *res*〉と〈理解それ自体 *intellectus*〉が提示されていることになる (cf. *LI* 309. 21)。

3・2・3 一方『カテゴリー論』においては〈ものを表示する作用 *significatio rerum*〉が主題となる (*LI* 111-113)。そこで *significatio rerum* として語られるのは、ものの側の分節に応じて、それを提示するために名称が設置され (*LI* 112. 35)、そのことの故に名称が或る一定の事物の名称となっているという関係 (すなわち a 場面の話) である。だが「ものに対して語彙が与えられているのは、ただ理解を構成するためにこそである」(*LI* 112. 39)。そうである以上、この a 場面における〈ものを表示すること〉は理解の構成によるものではなく、これに先立つものだということになり、理解を媒介とした〈ものの表示〉とは別のものであることになろう。すなわち〈ものを表示する〉仕方には二通りあるといえるのである。

3・2・4 だがまた「理解を構成する為にこそ」ことばの設置がなされているのであれば、〈理解を表示する作用 *significatio intellectus*〉こそ「第一で主たる」表示作用だということにもなる (*LI* 112. 38)。実際、アベラールにおいてはほとんどの場合、a におけるものと言葉の関係については *nominare*, *appellare* が使われ、*significare* は使われない。〈*rem significare*〉と言われる場合は普通 b の場合のことである (目下のテキスト (3-1. ①) では a 場面のものの表示にこれが使われているがそ

の場合にも *res...quoddammodo significare* という留保を付けた言い方をしている)。

これは、既に触れたアリストテレスの用法に従えば *significatio* は本来的にはb場面におけることであるが、「広義には *accipitur large*」aの場面でも使われるとアベラールが別のところで言っていることから説明できる (*DIAL.* 562. 21-563. 22)。

3-3 アベラールの基本方針

以上、a 場面での〈ものを(広義の意味において) 表示する〉とb 場面における〈理解を媒介にしてものを表示する〉と〈理解を表示する〉という三通りの表示が結論される。ここから目下の問題箇所(引用3-1)に戻って、アベラールのa・bそれぞれの局面における基本方針を解釈したい。

3・3・1 [a : nominatio] 音声「ひと」が個々人を名指すのは、それらについて「ひとである」という共通の原因があることに応じて、この名称が設置されていることに依拠してである。従って、名指し作用はその都度人間が如何なる理解を持つかに直接依存するものではなく、或る音声が名称としてあるということ(設置)に依拠する機能である。この設置 *impositio* の原因については、ものの側に共通性がある、それに対応して設置された名称が普遍だと言われる。ただしものの側に諸物に共通な何か或るものを認めるのではなく、「人である」ということがあると認めているのである。このようにここで差し当って問aに対してアベラールがどういう方向で答えようとしているかが示されている。従って、aの場面については以下「共通の原因は何か」が問われることになる。これについては後に論じることにする。

3・3・2 [b : intellectus] アベラールの用語法では「理解はそれが概念把握するところのものの形相 *forma rei quam concipit* ではなく、心の或る働き *actio quaedam animae* である (*LI* 20. 29)」。従って、「理解を構成する」とは、ことばを聞いて何かを理解するというその聞

き手における働きが生じることを指しているのであって、理解された内容指しているのではない。

では、「個物に到達する理解 *intellectus ad singulas pertinens*」とは何か。「述定は物の自然に到達する」というように *pertinere* が使われることがある (LI 17. 20; 後に論じる) ことも考え合わせると、ここでは理解の働きが単独であるのではなく、個物との対応関係を持つことが主張されていると解せる。ただし、個物との対応が先立っていてそこから理解が生じる (*de eis surgens*) ——これはものが現前している場合であって、しかもことばを携えてものに向かうというより、ものから得た情報から抽象作用によってあるかたちを獲得する場合のことと思われる——のではなく、理解が構成されるとそこからいわば矢印が個物へと向かい出ること——これはものは現前しておらず、言葉を聞いて理解する場合のことである——が言われている。「矢印が個物へと向かい出る」と今仮に表現したことが *pertinere* ということである。個物との対応が先立っているのではないということは、まさしく、物の何らかの類別等に注目するということと表裏一体のことであって、「ソクラテス」「ひと」「白いもの」等の言葉およびそれに対応する理解は個物の或る面を切り出す物差しであり、それによって個物の「或る類別や性質に注目する *attendens*」のである。或る相に注目するのではなく、個物から生じることを受取るのであれば、全ては混然となっており、分節は生じないであろう。まさにアベラールは以下の議論の中にかかる仕方でも共通の概念に到達することは感覚を媒介にせざるを得ない人間にとってはほとんど不可能であるとしているのである (LI 23. 6-11)。

「理解が個物に到達する」は先の問題 (「ひと」という名称によっては何ものも理解されないではないか) に対する反論であり、従ってアベラールが考えているのは、「ひと」と言われるのを聞いて、聞き手が如何なる理解を持ち得るかということである。そこで「個物に到達する」という。では語り手がソクラテスを指して「ひと」と言ったのなら聞き手はソクラテスに到達する理解をもつというのか。そうではない。復

数形を正しく訳すならば「諸個物に到達する」と言っていたのである。それをより明らかに言うのが引用にある例示「『ひと』という音声は固有ではなく共通の理解、すなわち諸個人に到達する理解を構成する」である。つまり誰か或る特定の個人を理解する理解ではなく、諸個人に関わる理解がある。諸個人に関わるというのは「諸個人の共通の似姿を把握する *quorum communem concipit similitudinem*」ということ、すなわち、ものに対応して理解の側にあるものが *similitudo* と呼ばれるが、それは特定の個人に対応するそれではなく、諸個人に対して共通であるような *similitudo* であるというのである。であるからこそその理解は諸個人に対応するが、さらにどの個人に対応するかという点では無限定に留まる。このようにして問bは「理解の働きによる諸物の共通の似姿を把握する作用とは何か」との問となる。これに関するアベラールの議論については別の機会に改めて論じることにした。

3-4 四通りの表示関係

3・4・1 「第三の表示対象としての形相」 以上で、アベラールの基本方針（引用3-1）についての考察を終える。この限りでは、表示の対象はものか理解かであった。だが論述の展開に伴い、アベラールは「名称の第三の表示作用」を付加する。すなわちそれは「理解がそれへと向かう形相」「普遍的名称によって概念把握された共通の形相」を指示するものである。これに触れておこう。

理解がそれへと向かうところの形相については、名称はそれをも表示するのではないかとの疑義はいわれのないことではない。このことは権威によっても、また理性によっても確証されると思われる。（*LI* 22. 25-27）

こうして、普遍的名称により、概念把握された共通の形相が指示されるということ肯定すると思われる権威が引用されたわけだが、また理性もこれに同意す

De forma autem ista, in quam scilicet intellectus dirigitur, non absurde dubitatur, utrum eam quoque nomen significet, quod tam auctoritate quam ratione confirmari videtur.

Inductis autem auctoritatibus, quae astruere videntur per universalia nomina conceptas communes formas designari, ratio quo-

ると思われる。すなわち、名称によりそれらが概念把握されるとは、それにより表示されるということ以外の何であろうか。だが確かにそれらは理解とは区別されるものだ和我々はしたのであるからには、今やものと理解の外に名称の第三の表示作用が出て来たのである。これを裏付ける権威はないとはいえ、理性に反するわけではない。(LI 24. 25-31)

que consentire videtur. Quippe eas concipere per nomina quid aliud est, quam per ea significari? Sed profecto cum eas ab intellectibus diversas facimus, iam praeter rem et intellectum tertia exiit nominum significatio. Quod etsi auctoritas non habet, rationi tamen non est adversum.

このように LI は理解が向かう共通の形相を表示するという第三の表示作用を認める。ここで問題はアベラールは果たして一貫してこの三つの表示作用を主張しているかということである。というのはかかる概念把握された形相と働きとしての理解との区別が必ずしもなされていないこともあるという疑義があるのである。

3・4・2 〔理解と形相の区別に関するゆれ〕 第三の表示作用を裏付ける権威としてまず引用されるのはプリスキアヌスである。

プリスキアヌスは『文章構成論』第一巻において、個物に対する普遍の共通の設置をあらかじめ示した際に、普遍の或る別の表示作用、すなわち共通形相についてのそれを次のように言って付加したと思われる。「諸物の類的・種の形相——それらは物体において現われ出る以前は、神の精神のうちに理解され得るものとして構成されているのである——に對しても、ものの類別の類・種がそれによって明示されるようなもの（普遍）は固有であり得る。」この箇所では神は何かを造ろうとしている職人に擬えて扱われている。すなわち職人は造られるもののモデルとしての形相、そのの似姿に合わせて作業がなされるような形相を心にあらかじめ概念把握し、そのの似姿に合わせて実際のものが造られる場合に、そ

In primo namque Constructionum Priscianus, cum communem impositionem universalium ad individua praemonstrasset, quandam aliam ipsorum significationem, de forma scilicet communi, visus est subiunxisse dicens: ,ad generales et speciales rerum formas, quae in mente divina intelligibiliter constituuntur, antequam in corpora prodirent, haec quoque propria possunt esse, quibus genera vel species naturae rerum demonstrantur'. Hoc enim loco de Deo sic agitur quasi de artifice aliquid composituro, qui rei componendae exemplarem formam, ad similitudinem cuius operetur, anima praeconcipti, quae tunc in corpus

の形相がそのとき物体へと現われ成ると 言われるのである。だがかかる共通の概 念(把握)はむしろ人ではなく、神に帰 せられる。(LI 22. 28-23. 2)	procedere dicitur, cum ad similitu- dinem eius res vera componitur. Haec autem communis conceptio bene Deo adscribitur, non homini;
--	--

この引用におけるように、形相を表示するという論点においてはしばしば〈conceptio〉という用語が使われるが、それはいずれも〈概念把握作用〉ではなく〈概念把握されたもの〉すなわちプリスキアヌスが〈形相〉と言っているものの言い換えであると解すべきである (cf. LI 29. 37)。しかし先に conceptio intellectus communis similitudinis rerum というときの conceptio は理解の働きとしてのそれであろう。また、conceptio のなかで健全なものを intellectus と呼ぶとしているところもある (LI 321. 34-322. 7)。すなわち、conceptio を理解の働きとするか、理解の向かう対象とするかについてはアベラールの用法にはゆれが認められる。

このゆれは LNPS をも視野に入れるならば、〈理解 intellectus〉を働きとするか、形相と同一視するかゆれにまで拡大する。すなわち LNPS において普遍の問題を論じる場合にまず、普遍についての三つの立場、すなわちもの・理解・ことばのいずれかに普遍を還元する立場の典拠を提示する際に、「理解が普遍である」と主張する立場 (アベラールの立場ではない) の典拠としてまさにこのプリスキアヌスの上記引用箇所が指摘され、「類的または種的な形相」が「類、種」また「このような conceptio」と言い換えられて説明されるのである。つまり、LI では理解の向かう形相を表示するということの典拠であったものが、LNPS では理解が普遍であることの典拠となっているのだが、そのポイントは形相すなわち conceptio すなわち理解という解釈にある。そうであれば LNPS においてことばが理解を表示するといわれる場合に、これをただちに LI の主張と同じとすることはできないことになる。

全体的に見ても LNPS においては理解とその向かう形相 (ないし理解された内容) との区別は明示されていない。このことから私は LI に

においては区別されていた〈理解〉とその向かう所である〈形相〉ないし〈概念〉が、何らかの理由で *LNPS* においては区別されなくなるというアペラールにおける動きが認められると考える。従って、*LNPS* においては理解を表示することと、形相ないし概念を表示することとは別のことではなくなるはずである。

3・4・3 〔表示関係についてのまとめ〕以上をまとめると、*LI* において表示関係についてアペラールが導入しているのは次の4つである。すなわち、

(1) *res* を *nominare* ないし *appellare* する場合——これはa場面におけることであり、*impositio* に直接由来する作用である。これには広義の *significare* は使われる。

以下の3つは狭義のそれであり、理解の構成というb場面に関っている。

(2) *res* を *significare* する場合——これは構成された理解が諸物に到達するという仕方による。

(3) *intellectus* を *significare* する場合。

(4) *forma* を *significare* する場合。

このうち(1)と(2)の区別は明示されているとはいえないが、全体の解釈からして区別されていると解釈すべきことは3・2、3・3で論じた。ただし、*LNPS* では区別されているといえる根拠を私は見出していない。また(3)と(4)の区別は *LI* では明示されているが、*LNPS* でははっきりしない。これから *LNPS* では(1)と(2)、(3)と(4)がそれぞれまとまって *significatio rerum* と *significatio intellectuum* という2つになったものと推測する。なお、この動きの由来についての私の解釈は本論の最後に提示される。

3-5 ものをどのように表示し得るか

本節の最後に、私の以上のような表示解釈の *TWEEDALE* 1976 および *DE RIJK* 1967 のそれとの対立が、アペラールのテキストの読み方に

ついでにの対立として鮮明となる論点を取り上げる。問題箇所を次に引用する。

さて理解の性格について一般的な洞察をしたので、次に普遍的理解と個物のそれとを区別しよう。すなわち、それらは次のことにおいて区分される。普遍的名称に関わる理解は多くのものの共通の、そしてひとまとめの表象像を概念的に把握するが、個別的音声が生ずる理解は一つのものに固有のいわば個別の、つまりただ一つの存在者に関するような、形相を把握する。それゆえ、私が「ひと」というのを聞く時には、精神のうちに或る形象が生じるのだが、この形象は個々の人に対して、全ての者に共通であって誰にも固有ではないという関係にあるものである。これにたいし、「ソクラテス」というのを聞く時には、特定の存在者の似姿を表現するような或る形相が精神のうちに生じる。……

そういうわけで「ひと」は正しくは、ソクラテスも他の誰をも表示するとは言われない。なぜなら、それは個々のものを名指すとはいえ、名称の効力によっては何ものも特定されないものであるから。だが「ソクラテス」といった個別的名ものは何であれ、基体であるものを単に名指すのみならず、また限定しもある。

(LI 21. 27-36, 22. 2-6)

Nunc autem natura intellectuum generaliter inspecta universalium et singularium intellectus distinguamus. Qui quidem in eo dividuntur, quod ille qui universalis nominis est, communem et confusam imaginem multorum concipit, ille vero quem vox singularis generat, propriam unius et quasi singularem formam tenet, hoc est ad unam tantum personam se habentem. Unde cum audio ‚homo‘, quoddam instar in animo surgit, quod ad singulos homines sic se habet, ut omnium sit commune et nullius proprium. Cum autem audio ‚Socrates‘, forma quaedam in animo surgit, quae certae personae similitudinem exprimit.

Unde neque Socratem neque alium recte significare ‚homo‘ dicitur, cum nullus ex vi nominis certificetur, cum tamen singulos nominet. Socrates vero vel quodlibet singulare non solum habet nominare, verum etiam rem subiectam determinare.

3・5・1 ここで言われていることは先の基本方針を述べるところで言われていたことをより詳しく述べたものに過ぎない。しかしながら、この解釈を巡り以下のコメントを加えたい。

問題は『ひと』は正しくは、ソクラテスも他の誰をも表示するとは

言われない。」と訳した *neque Socratem neque alium recte significare* <homo> *dicitur* である。TWEEDALE はここを次の「個々を名指す」と比べ、ここでアベラールは名指しは認め、表示は否定していると解する。さらにこれを *LNPS* 527. 23-29 と結び付け、次のように言う。

「名詞『ひと』は感覚によって観察可能な諸物、すなわち諸個人を指示するのであるが、それはそれらが感覚によって観察可能ではない性質、すなわち理性性を備えていることの故にそうするのである。この名詞はこの非感覚的性質を、指示することを伴わずに表示するのであり、感覚的な人を、表示することを伴わずに指示する。」(p. 165)

もし、このように解することが正しいのであれば、この<表示>は例えばアンセルムスが「グラマティクス」は文法家を指示し (*appellare*)、文法を表示する (*significare*) としたときの、*appellatio* と比較された *significatio* と同じ使い方と言えよう。実際このような使い分けがアベラールにあることは確かである。例えば *per determinationem* という表示の様態は「『理性的 (なもの)』ないし『ひと』は、基体である実体を名指す一方、その実体における理性性を限定 (*determinare*) する」(*DIAL* 111. 30) であった。しかしこれは表示の一つの様態における名指し作用と表示作用の区別であって、一般的に妥当するものではない。私は差し当ってアベラールの目下の文脈に (また以下で触れる *LNPS* 527 にも) この区別を直接持ち込むのは不当だと考える。

アベラールが今問題にしている表示作用とは、<聞き手のうちに理解を構成する *constituere intellectum in auditore*> (*DIAL* 562. 26) という作用に外ならない。確かに、それこそはアリストテレス『命題論』(16b20) に由来する了解としてアベラールが本来的 (*propria*) と考えているものである (*DIAL* 562. 21-23)。つまりこれがいわば<表示>の狭義の意味である。これに対し、設置に由来して諸個物を表示するという場合の<表示>は「広義に解された *large accipi*」(563. 11) ものである。であるからこそ既に引用したところで「(普遍は) 個物を名指し作用により或る仕方[・]で表示する *quoddammodo significat*」(*LI* 19. 7) と言わ

れていたであろう（しかしなぜか TWEEDALE はこの肯定を無視する）。

では、目下のテキストにおいて理解に関する表示作用において表示される対象は何か。「理性性」といった非感覚的性質であろうか。少なくとも目下の文脈ではそうではない。ものないし理解が表示の対象なのであって、「理性性」は（抽象作用についてのアベラールの議論を先取りしていえば）その理解が概念把握する形相の位置にある。確かに少し後で、既に言及した、ものと理解に次ぐ第三の表示対象としてこのような形相が認められるとはいえ（LI 24. 25-31）、今の話はそのようなものではないのである。従ってここでは表示は非感覚的なものを対象としているなどという話は出てこないはずである。

DE RIJK 1967 (pp. 192, 195) も TWEEDALE もことと並べて見ている LNPS 527. 23-29 において言われている表示も、実はものを対象としている。すなわち、

或る類や種（すべてではない）は感覚的对象の内に置かれている。すなわち感覚的对象を指示ないし名指しするようになっている。また、（類や種は）感覚的对象の外に置かれている。すなわち諸物を、感覚の対象となるような何らかの形相を伴うことなしに、表示するようになっている。

Genera et species quaedam, non omnia, in sensibilibus sunt posita, hoc est sensibilia habent appellare vel nominare, et ponuntur extra sensibilia, id est res habent significare et non cum aliqua forma quae sensui subiaceat,

ここは非物体的とされた普遍（類や種）は感覚的对象の内にある（in sensibilibus）のか、外にある（extra sensibilia）のかとの問いに対して、名指しという観点から言えば in sensibilibus、表示という観点から言えば extra sensibilia だと答えるところである。「ものを表示する——感覚の対象となる何らかの形相を伴う（による）ことなしに」は他の所（LNPS 526. 12）でも使われる言い方であるが、ここでも「形相が表示される」ではなく「ものが表示される」とされている。ただし、同じくものを対象としていながら、名指しはaの場面の問題であるのに

対し、表示（すなわち狭義のそれ）はすなわち理解に関わるものであることが、いかなる形相を（対象ではなく）媒介にしているかを述べていることから認められる（LNPS では intellectus と forma の区別がなくなることは、3・4・2 及び 5・2・3 で指摘）。すなわち感覚的な形相が媒介していることが否定されているのであって、ものを表示することが否定されているわけではない。この点で TWEEDALE の解釈は間違っている。

DE RIJK は TWEEDALE ほど極端な主張はしていないが、significatio rei を nominatio ないし appellatio と同一視する点では BEONIO 1969 (p. 33) などに基本的に同調しており、理解を介して res を表示するという面を切り捨てているように思われる。その為 DE RIJK 1967 (pp. 190-199) の立論は多くの有益な情報と優れた分析を含んでいるが、私にとって認め難い筋のものとなっている。

3・5・2 LI の目下のテキストに戻ろう。ここでアベラールがしていることは「ひと」と言うことを聞いて聞き手はいかなる理解を持つかを〈表示〉の名の下に問い、或る特定の個人（ソクラテスであれ他の誰であれ）を把握する理解ではないと答えることである。しかし特定のではないが諸個人に関わる理解はあるのであり、ソクラテスも任意の誰かもその諸個人の内に含まれてはいる。先に「〈ひと〉という音声は固有のではなく共通の或る理解、すなわち個々に到達する理解を構成する」といわれ、またここで「諸個人に、全ての人に共通で誰にも固有ではないという仕方に関わる形象」また「多くのものに共通でひとまとめの表象像を把握する」理解を生じさせるといわれている通りである。

そうであれば問題となっている引用中の「〈ひと〉は正しくはソクラテスも他の誰をも表示するとは言われない」においては、上記のような仕方で「人」は特定の個人を理解する理解を生成しないという意味で「特定の個人を表示する」が否定されているのであって、個体を何らかの仕方で表示することが全面的に否定されているわけではないことになる。TWEEDALE のように recte を「言われる」に掛けるのが普通であ

ろうが、「表示する」に掛けて、特定の個人に表示という矢印が真直向かっているのではないということをここに読むこともできるかもしれない。特定の個人を表示しはしないこと、すなわち理解が特定の個人についてのものではないことが「誰も特定 *certifici* されない」と表現される。これと対比して次に固有名称について、理解の構成が「(理解の対象という意味での) 基体であるものを限定する *determinare*」と言われていと解すべきであろう。

名指し作用についてもこの限定するという性格に言及されることがある。「(普遍的名称は) 個々に区別されたものを名指すが、個々に限定的に(名指すの) ではない (*LI* 29.6, *LNPS* 526.39)。」この場合の「限定」は普遍的名称を聞いて何を理解するかという観点で語っているものではない。*nominatio* は聞き手が何を理解するかに関わらず、その名称の設置に基づいて或る音声か或る諸個体に対して持つ関係であり、その関係について「限定的にではない」としている。これに対し目下のテキストにおいては「個々のものを名指すとはいえ」と名指し関係が、「特定されない」との理解を介しての個体への関係(すなわち *significatio*) と対比的に言及されている。〈特定する *certificare*〉と言うのは、名称が構成する理解が向かう形相が定まった個体の似姿であることによって、名称がその個体を特定することになるという働きである (cf. *LI* 21.38, 18.30)。また、これに続けて「(固有名称は) 名指すばかりでなく……限定もする」とある以上は、これも前半は名指し関係、後半は理解の構成への言及に違いないのである。

確かに私は「ひと」と言われるのを聞いた時に、何らかの理解をもつ。それは諸個人に関わる理解であるが、かといって特定の誰かを理解しているわけではない。アペラールが言おうとしているのはこのことに他ならないのであり、特定の誰かが表示されないからといって、個物がそもそも表示されないということにはならないのである。

4 名称設置に先立つ＜こと＞

ここではa場面の問いについてさらに見ることによって、言葉を聞くその都度の私の理解に先立って、或はその都度の理解にかかわりなくあるとされる、名称とものの関係がどのようにして成立したかという面からのアベラールの説明の意義を考えたい。

4-1 名称設置の共通原因

そこで第一に共通原因について考察しよう。個々の人間は、固有の存在者たることおよび形相において異っているのであるから、相互に区別されてあるのであるが（先にものの自然を研究しながら考えたように）、しかし人であるということにおいて一致する。私は「人において」とは言わない。個別のものでなければ人ではないのであるから。そうではなくて、私は「人であることにおいて」と言っているのである。だが、もしより詳しく考察するならば、人であるということとは人ではなく、また何らかのものであるわけでもないものであり、それはちょうど、基体のうちにないということや、反対を受け入れないということ、大と小を受け入れないということが何らかのものではないのと同様である。だがこれらのことに従って全ての実体は一致するとアリストテレスは言っている。すなわち、既に示したように、物においてはいかなる一致もありえないのであるから、もしそこに或るものどもの一致があるような何かがあれば、それはものではないということに従って解されねばならない。例えば、ソクラテスとプラトンとは人であ

Ac primum de communi causa consideremus. Singuli homines discreti ab invicem, cum in propriis differant tam essentiis quam formis, ut supra meminimus rei physicam inquirentes, in eo tamen conveniunt, quod homines sunt. Non dico in homine, cum res nulla sit homo nisi discreta, sed in esse hominem. Esse autem hominem non est homo nec res aliqua, si diligentius consideremus, sicut nec non esse in subiecto res est aliqua nec non suscipere contrarietatem vel non suscipere magis et minus, secundum quae tamen Aristoteles omnes substantias convenire dicit. Cum enim in re, ut supra monstratum, nulla possit esse convenientia, si qua est aliquorum convenientia, secundum id accipienda est, quod non est res aliqua, ut in esse hominem Socrates et Plato similes sunt, sicut in non esse hominem equus et asinus, secundum quod utrumque non-homo vocatur. Est

るということにおいて類似しているのであるが、それは馬とロバとが人ではないということにおいて類似しており、それに従って両者共に「非-人」と呼ばれるのと同様なのである。そういうわけで、様々のものが一致するとはそれらの個々が同じものであるとかないかいということ、例えば人である、白くある、人ではない、白くないとかいふことなのである。

だが、我々がものの一致を何らかのものではないという仕方では解することは、ちょうど、存在するものどもを無において一つにするようなものであって——我々がこれとあれとは人の事態において、すなわちそれらは人であるということにおいて一致すると言う場合のことをいっているのだが——不適当なように見える。

しかし、我々が考えているのはそれが人であること、そしてこのことに関しては全く区別がないということにはかならない。「このことに関して」と私が言うのは、いかなる存在者に言及しているのでもないものであって、人であるということとを指しているのである。人であること自体を人の事態と言うのであるが、それはものではなく、個々に対して名称を設置することの共通原因と我々が言ったことに他ならず、それに関して個々のものは相互に一致するのである。ところでしばしば何らかのものではないことをまた、原因という名称で我々呼ぶことがある。例えば「彼は法廷に出たがらないので鞭打たれた」と言われる。このとき、原因として置かれる「法廷に出たがらない」は存在者ではない。

我々はまた、人という種別のもとに置

itaque res diversas convenire eas singulas idem esse vel non esse, ut esse hominem vel album vel non esse hominem vel non esse album.

Abhorrendum autem videtur, quod convenientiam rerum secundum id accipiamus, quod non est res aliqua, tamquam in nihilo ea quae sunt, uniamus, cum scilicet hunc et illum in statu hominis, id est in eo quod sunt homines, convenire dicimus.

Sed nihil aliud sentimus, nisi eos homines esse, et secundum hoc nullatenus differre, secundum hoc, inquam, quod homines sunt, licet ad nullam vocemus essentiam. Statum autem hominis ipsum esse hominem, quod non est res, vocamus, quod etiam diximus communem causam impositionis nominis ad singulos, secundum quod ipsi ad invicem conveniunt. Saepe autem causae nomine ea quoque quae res aliqua non sunt, appellamus, ut cum dicitur: Verberatus est, quia non vult ad forum. Non vult ad forum, quod ut causa ponitur, nulla est essentia.

Statum quoque hominis res ipsas

かれているものども自体（訳注：つまり 個物のこと）——語彙を設置した人はそれらのものの共通の似姿を概念把握したのである——を人の事態と呼び得るわけでもない。（*LI* 19. 21-20. 14）

non natura hominis statutas possumus appellare, quarum communem similitudinem ille concepit, qui vocabulum imposuit.

4-2 ことにおける一致と主-述構造

問題の a という局面は、個別のものが普遍であるのではなく、また何らかのものに多くのものが一致するわけでもないのならば、普遍的名称に対応するものはないことになってしまうのではないか、というように提示されていた。これに対しここでアベラールは〈一致〉という考えは採用する。しかし〈もの〉における一致ではなく、〈こと〉における一致を主張する。〈人において in homine〉を否定し、これに代るものとして〈人であることにおいて in esse hominem〉を提示し、さらにこれを〈人の事態 in statu hominis〉〈それらが人であるということにおいて in eo quod sunt homines〉などとも言い換える。

ここでなされていることは主語ではなく、述語の側に一致の場を求めることである。ただし TWEEDALE 1976 (p. 282ff.) も指摘するように、ここにある主-述構造は〈S est p (S は p である)〉を三項からなるものとしてではなく、二項からなるものとして、すなわち主語 S に est p という述定がなされているとして提示するものである。

est p はこれ以上コブラと述語に分解されるのではなく、全体として一つの述定 P である。そして私はさらにこのことから、この P に由来して S に対して P' という名称が設置されるのであって、P は est p 中の p とは異なることになると主張したい。すなわち、ここで S est p から基体に対して p という名称が設置されるのではなく、S-P から P' という名称が設置されるのである（こうして初めて P' は S について述べられ得るものともなる）。このことを了解するためには homo currit（人が走る）といった例を考えてみればよい。これの述語 P は currit であるが、これに由来する基体と呼ぶ名称 P' は currens（走る者）である。

また、上記引用中の例で *equus non est homo* (馬は人ではない) という述定においては主語 *equus* に *non est homo* との述語が付けられ (すなわち P), そこから名称 *non-homo* が派生する (すなわち P') と言われているのはこのことに他ならない。

このようにして, *vox* としては同じ *homo* であっても <p> としてのそれと <P'> としてのそれとは果たす役割が異なることになる。アベラールは<もの>に名称が付けられることに論理上先立って, その<もの>をめぐる<こと>が把握され, その<こと>に基づいて, ことから派生する名称が<もの>に対して設置されると考えているのである。

4-3 *status* は世界と言語の会合ところに成立する

<*esse hominem*>は<人という事態 *status hominis*>として説明される (従ってこの場合の *homo* は p としてのそれであろう)。つまり *status* は人であるという<こと>を指しており, 把握する我々に対して現われ, 何らかのかたちあることとなった事柄である。

4・3・1 [*status* と *natura*] *status* はアベラールの文脈においてしばしば *natura* と言い換えられているとも見える使われ方をしているが, それにもかかわらずこの二つを混同してはならないと考える。例えば先の唯名論をひとまず提示した際の *secundum rerum naturam* を説明する文脈で次のような所がある。

ここで文法学者が注目する<文章形成>という結合と論理学者が考察する<述定>という結合とは異なることに注意せよ。というのは, <文章形成>の効力についていえば, 「動物」と「人」と同様に, 「人」と「石」やその他のあらゆる主格形は「である」によって十分結合され得るものだからである, ただそれは理解を明らかにすることに関する限りはなしであって, 物の事態を示すことに関する限りではない。従って<文章形

Nota autem aliam esse conjunctionem constructionis quam attendunt grammatici, aliam praedicationis quam considerant dialectici: nam secundum vim constructionis tam bene per ,est' coniungibilia sunt ,homo' et ,lapis' et quilibet recti casus, sicut ,animal' et ,homo', quantum quidem ad manifestandum intellectum, non quantum ad ostendendum rei statum. Coniunctio

成>という結合は事実であろうとあるまいと、完全に文を明示している限り、全くよいのである。これに対して、目下我々が解している<述定>という結合はものの自然に、すなわち、ものの事態の真理を明示することに到達する(関わる)。誰かが「人は石である」と言うとして、……しかし、ものの自然においては石は人について述べられ得るものではない。普遍について定義する際には我々はこの述定の効力についてのみ注目しているのである。(LI 17. 12-28)

itaque *constructionis* totiens bona est, <quotiens> perfectam demonstrat sententiam, sive ita sit sive non. *Praedicationis* vero coniunctio quam hic accipimus, ad rerum naturam pertinet et ad veritatem status earum demonstrandam. Si quis ita dicat: ,homo est lapis'; in natura tamen rerum praedicabile de eo non est. Cuius tantum vim praedicationis hic attendimus, dum universale definimus.

ここでは *natura* と *status* とは一見するところ同じことを指す語のようである。しかし注意深く読むならば、二つの語をアベラールは使い分けていることが認められよう。すなわち、*natura* は我々の理解から独立にものの側に成り立っている秩序・ありさまを指している。これに対し *status* はその *natura rerum* を言語的に把握し、あるいは理解することに関わって使われる。すなわち、かく把握され、理解された *natura* が *status* に外ならない。この意味でこれを「事態」と訳したのである。

上記テキストにおける初めの用例では *ad manifestandum intellectum* (理解を明らかにすることに) と *ad ostendendum rei statum* (ものの事態を示すことに) とが対比されている。前者はアベラールが別の所で「音声は……発話者の理解を聞く者に対し明らかにすることにおいて、発話者の理解を表示すると言われる *intellectum proferentis in eo significare vox dicitur, quod ipsum auditori manifestat* (307. 31-308. 1)」とも言っていること(ただしこの場合の「表示する」という使い方自体はアベラールが肯定するものではない)を参照すれば、「人は石である」と言うならば、聞く者には発話者の理解が明らかになるということだと解されよう。しかしそれは単に発話者の理解を示しているだけで、ものの側と対応するその把握としての事態を示すものでは

ない。これに対し *ad ostendendum rei statum* は *ad veritatem status earum demonstrandam* (ものの事態の真理を明示することに) と言い換えられもするのであり、このように *status* はここでは *ostendere* とか *demonstrare* といったことの対象を示す場合に *rerum natura* に代って使われる。これは *status* が或る言語的な把握の対象であるためにそれについての真理ということができ、それを提示することができることを示していると解し得る。我々は述定においてそのように事態を示し、事態を示すという仕方、ものの側に到達する (*ad rerum naturam pertinere*)。言語ないし名称は〈物の側 *rerum natura*〉から独立に勝手に成り立っているものではなく、ものの側の秩序に依拠している。だが、ものの側にあることを何らかのかたちで切り取るのでなければ述定は成立しない。そこに *rerum natura* と言語との出会いところとしての *status rei* が問題となって来る。以上の解釈はアベラールの他の箇所の議論における *natura* と *status* との使い分けにも適すると思う (LI 22. 28-23. 24, 25. 20-30, 26. 13-15, 29. 4, 30. 8 等参照)。

4.3.2 なお、本節で問題にしているテキスト (引用4-1) の最後の部分 (LI 20. 12-14) は読み方について議論のある所である。すなわち、

statum quoque hominis res ipsas non natura hominis statutas possumus appellare, quarum communem similitudinem ille concepit, qui vocabulum imposuit.*

において * を付した *non* を GEYER は自らの校訂に際して根拠としている二つの基本的写本に反して *in* と直したのである。すなわち GEYER に従えば「人という類別においてある諸物 (諸個人) を人の事態と呼び得る」となり、以上の私の論は修正せざるを得なくなろう。GEYER の読み方に対して批判的に、TWEEDALE 1976 (p. 207) は写本通りの読み方を主張している。私は読み方に関しては、次のような文献の解釈に依拠して、TWEEDALE に賛成する。すなわちここは、それまで〈*status hominis*〉はそこにおいて多くのものが一致するような何らかのものを立てて、それをかく呼んでいるのではないことを主張したのに続いて、

また個々のものをこう呼んでいるのでもない」と断っている所と解すべきである。もしここで GEYER のように読めば何にせよものが事態であることになり、アペラールはこれまで主張してきたことと矛盾することを言ったことになってしまうであろう。

4-4 ことばの発明・設置に先立つ理解の可能性

上で論じた、諸個物が〈status hominis〉であることを否定するところでは、また語彙を設置する作業を想定して、諸個物の共通の似姿の概念把握に依拠して名称が設置されたと付加して言われている。アペラールはこのように言って、〈status hominis〉と〈conceptio similitudinis rerum〉との或る関係を導入し始めている。

4・4・1 概念把握はむしろbの局面に関わる問題であるようだが、bの場面では言葉を聞いて構成される理解が問われるのであるのに対し、ここで導入されているのはどちらかといえば語り手の理解、それも、ものを見て言葉を設置する（命名する）人の理解の問題である。すなわちことばからものに到達する媒介としての理解ではなく、ものからことばへの媒介としての理解が問われている。設置に先立つ理解における、ものの把握である以上、その際には言葉の助けなしにものの側にある分節を何らか把握できるのでなければならない。しかしそれは如何にして可能であるか。

アペラールがこの言葉の設置者の問題を常に念頭に置いていることは確かであり、それは唯名論の初めの定義において「その案出に由来して ex inventione」「この名称はそれらに対して設置されている quibus est impositum」などと言っていたことに遡る。bについて論じる部分にも次のような言及がある。

だが何であれ存在するもののどのような名称も、それら自体において考える限りでは、臆見というより理解を産出する。なぜなら、(名称の)案出者は、諸

Quaelibet tamen quorumlibet existentium nomina, quantum in ipsis est, intellectum magis quam opinionem generant, quia secundum

物の或る類別ないし性質に応じて名称を設置することを意図しているからである。もっとも彼自身はものの類別ないし性質を考案することをよく知らないのではあるが。(LI 23. 20-24)

aliquas rerum naturas vel proprietates inventor ea imponere intendit, etsi nec ipse bene excogitare sciret rei naturam aut proprietatem.

この発言の前の文脈においては抽象による概念把握は人ではなく神に帰せられるものであり、人は感覚によりものを認識するので、そこで感覚される付帯性が妨げとなって、純粹にものの類別を概念把握することができず、また感覚したことのないものや、感覚の対象とはならないものについては知識 (intelligentia) ではなく臆見 (opinio) をもつのみだといったことが言われている (LI 23. 6-17)。それに続いて、ここで名称を聞いて生じるのは臆見ではなく理解 (intellectus) だといって、その理由として、ことばの〈案出者 inventor〉ないし〈設置者 impositor〉についての言及がなされているのである。

設置者は類別や性質を考案ないし作出した者ではなく、またそのすべを知っているわけでもない。考案した者は神である。しかし設置者は神の設定に由来する秩序に応じて (secundum aliquas rerum naturas …) 言葉を設置しようと「意図」した。それが設置者の場合は人においては稀なことであるがうまくいったというのか、または不完全ではあるが、意図しはしたので或る程度秩序との対応があるというのかはっきりしない (intelligentia と intellectus を使い分けて後者の見解を提示しているのかもしれない)。

いずれにせよ、通常はものの類別を把握することはできないという以上、アベラールが設置者を何らか特別な位置においていることは以上に引用した例からも推し計ることができる。おそらくは最初の人アダムによる命名 (創世記2. 19, 20) のことを考えていたのであろう。そこにおける言葉の形成が少なくともかなりうまくいったので、神とは異なり言葉なしには臆見をもつ外ない人も、言葉のゆえに理解の生成が可能となった。そう解すれば、設置者においては、ものを見ることから、ことばの助けなしに、感覚的なものの妨げを越えて、共通の似姿の概念把握が

成立したと（かつそれに応じて名称を案出したと）アベラールは考えていることになる。

これに対し通常の人においては、ことばなしにものに向かう限りは、純粹にものの類別を概念把握することができないのではあるが、「名称は臆見よりはむしろ理解を産み出す」、すなわち、ことばの助けによって、例えば「この人」によって「人という類別に注目する」こと（LI 27.26-29）が可能となるとしているようだ。

4・4・2 こうして語彙の設置ないし案出という問題場面が生じる。それは設置されてあることばの側から遡れば、＜「人」＞→＜人であること（人の事態）＞→＜もの＞ということになる。これをものの側から始めて説明しようとすれば、＜もの＞→＜概念把握＞→＜語彙の設置＞という順序になる。したがって status と conceptio とは同じ事柄の裏表であるはずだが、その点がどうもはっきりしない。しかし、ここを安易につなげないところがアベラールらしいとみるべきだ。

ことばから遡る筋は、すでにことばを与えられている我々の現場から出発するものであるのに対し、ものの概念把握から言葉の設置へという筋は、ここでの概念把握が通常は不可能であるとされる以上、私が自分のこととして考え得る話ではない。そうであれば、この二つの筋は並立してなされるにせよ、混同すべきものではない。

とはいえアベラールはことばの設置者の話を放棄することもできなかった。ことばを聞いて理解するというのは、その都度の話である。まさにそれはことばが現に働いている現場からのものではあるが、そういう現場をささえるものとして、このことばは、私が使いまた聞くに先立って、一定の諸物の名称として設置されているのだと、その設置は特別な人によってうまくなされたのだと、ことばを保証しておかねばならなかったということではないだろうか。

5 ことばが存在する場の拓け

最後に以上の LI に基づく考察を補うために LNPS に特徴的な一つ

の論点を検討する。

普遍に関するもう一つの、より理に適う見解がある。それはものにも音声にも共通性を帰さず、言葉が個別ないしは普遍であるとするものである。この見解をアリストテレス……は次のような普遍の定義をした際に明らかにしている。「普遍とは多くのものについて述べられるような性格を帯びたものである。」つまりその出生に由来して、すなわちその設定に由来してこういう性格を身に付けているということだ。ところで、言葉ないし名称の出生とは人間による設定以外の何であろうか。……だが音声ないしものの出生とは自然の創造以外の何であろうか……。

こういうわけで、我々は言葉が普遍であるという。なぜなら、これが出生に由来して、つまり人間による設定に由来して多くのものについて述べられるという性格のものであるからである。だが、言葉は音声であるということは確かであるにせよ、音声ないしものは決して普遍ではない。(LNPS 522.10-31)

Est alia de universalibus sententia rationi vicinior, quae nec rebus nec vocibus communitatem attribuit; sed sermones sive singulares sive universales esse disserit. Quod etiam Aristoteles, per definitionem universalis quam ponit, aperte insinuat, cum ait: 'Universale est, quod est natum praedicari de pluribus', idest a nativitate sua hoc contrahit, ex institutione scilicet. Quid enim aliud est nativitas sermonum sive nominum, quam hominum institutio? Vocis vero sive rei nativitas quid aliud est, quam naturae creatio...?

Sic ergo sermones universales esse dicimus, cum ex nativitate, idest ex hominum institutione, praedicari de pluribus habeant; voces vero sive res nullatenus universales esse, etsi omnes sermones voces esse constat.

5-1 vox ではなく sermo が普遍である

LNPS における普遍に関する議論の主な特徴は、LI では認めていた普遍を〈音声 vox〉に帰する立場を否定し、〈言葉 sermo〉(ないし名称 nomen) が普遍であることにある。これは、LI では音声と言うときと言葉と言うときとの差を考慮していなかったのに対し、ここでは両者を区別するようになったことに伴う変化である。

LI では〈「ひと」という音声〉の表示作用について論じることができたが、今や〈「ひと」という言葉〉について論じることになる。しかし

「言葉は音声である」ことを否定しているわけではない。ただ「類は音声である」ことは認めるが、その換位「(或る) 音声は類である」ことは認めないのである (LNPS 524.11-14)。

LI における唯名論の提示 (1・2・2) の際と同じく、アベラールはことばの設定に注目する。アリストテレスの「性格を帯びている *natum est*」を「出生に由来して *a nativitate*」, 「設定に由来して *ex institutione*」と次々に言い換えて設定の話を引き出すが、LNPS ではこの設定という観点から音声と言葉が分けられることになる。

アベラールは同一のものを指して「音声である」というときと「言葉である」というときとの違いに注目している。『『ひと』という言葉は人間が設定した』とは言えるが、『『ひと』という音声は人間が造った』は言えない。音声自体は自然的なもの、つまり、神による創造に由来することであるからだ。TWEEDALE 1976 が適切な説明を加えているように (p. 147ff.), アベラールの例示によれば、同一のものが「石」でも「像」でもある。しかし「この像は人間が造った」は言えるが「この石は人間が造った」は言えない。像を像として造ったのは人間だが、石を石として造ったのは人間ではないからだ。同様に「多くのものについて述べられる」性質のものをそれとして設定したのは人間であるが、音声を音声として造ったのが人間であるわけではない。であれば「多くのものについて述べられる」ということは音声としての音声の性質ではないことになる。

音声をいわば材料として、かかる性質を帯びたものとして設定されたのは言葉ないし名称である。だから言葉ないし名称を普遍としなければならない。ここでアベラールは名称を否定して言葉を立てているわけではない。sermo の方を主として使うのは、nomen は文法学上の用語であり、sermoこそが論理学の用語であるとの了解 (LI 16.22-25) によるものと考えられる。

5-2 その都度の発話なしに存在する普遍

5・2・1 音声ではなく言葉が問題であると認め、言葉が言葉であるの

は人間による設定に依拠してであると認めることに伴ない、*LI* においては中心的であった、その都度の発話自体に伴なう問題は或る意味で背景に退くように思われる。つまり、今「ひと」という発声がなされ、それを聞いて聞き手が何かを理解したとして、そこにおいて重要なのはこの個別的な「ひと」という音声なのではない。それは音声としては何の理解も構成しないであろう。重要なのはその音声が何らかの理解を構成するようなものとして設定されてあるということである。すなわち、音声ではなく言葉が構成するものとしての理解を問うことになる。しかしこの問いの変化はさらに、その都度の理解ではないような理解への視点の移行をもたらしめているように私には思われる。そのことは次の発言から読み取ることができよう。

こういったことがはっきりした上では次のことを知らねばならない。すなわち、類や種は語る者がいない場合にも変ることなく存在するのである。というのは私が「類や種は存在する」と言う際には、それらに何ものも帰属させているのではなく、先に言ったように、既に為されている設定を示しているのであるから。(LNPS 524. 21-24)

His ita determinatis sciendum est genera et species nullo loquente non minus esse. Cum enim dico: genus vel species est, ipsis nihil attribuo, sed institutionem iam factam, ut superius dictum est, ostendo.

5・2・2 音声は何かを表示するにしても、音声自体は常に存在するわけではない。従って、「ひと」という音声はその都度あったり、なかったりするものである。しかし「ひと」という言葉もあったり、なかったりすると言うべきであろうか。上記の引用の最後の部分でアベラールは「ひと」という言葉は現にその音声が発せられてはいない時にもあることを主張する。しかしそれが「ある」とは「そのような設定が現に為されている」ということ以上の何かを言うものではない。このような仕方ではアベラールは言葉について、それが単に音声が存在することに依存して存在することとは異なる、存在の場を拓いているのである。

5・2・3 こういった事情に伴ない、理解についても、*LI* では発声を聞

く度に構成されるその都度の理解を問うていた（それ故に何か心理学的考察がされたのでもある）のに対し、*LNPS* ではその都度あったり、なかったりするようなものではないものとしての理解が考えられているように私には思われる。つまり既に、*LNPS* においては *intellectus* が理解の働きのことなのか、理解の働きがそれへと向かう形相のことなのかの区別が不明確になると私は指摘した（3・4・2）のであるが、その不明確さの背景にかかる理解についての了解の動きがあるのではないだろうか。理解の働きはその都度のものである。しかしそれが向かう形相ないし概念は理解の働きが現にない時にも「ある」と言えるのではないか。アペラールの「類が存在する」についての上の説明に倣って言えば、「理解（概念）が存在する」と言うときには、これが何か或るものであることを主張しているのではなく、言葉の設定が理解に基づき、理解を構成するために現になされてあることを示しているのである。

5-3 現場を経た立場からの存在論

LI におけるアペラールの立場について、私は出発点としての唯名論のものと言語とを等分に見比べる視点から、言語を携えものに向かっている現場の私の視点へと移って、その立場から記述しようとするところで理解の構成が問われたと解釈したのであった。しかし現場でのかかる探究は、その都度の現場に即してなされるだけでは静止したものをもたらさない。*LI* においてはそれを補うために、存在論的前提としてのものの成り立ちに応じた言葉の設置者という物語が、事柄を私の側からでなく説明する道として並行していたのである。*LNPS* においてもあいかわらず、ことばの設定にアペラールは注目している。だが、ここではもはや私の理解からの出発とは別の筋で言葉の設定が語られるのではない。

LNPS は言語と理解をその都度の現場で問う *LI* の考察を一度した上でなされる、言語と理解のその都度性を越えた静止したかたちを問う立場において記述されたものである。それはその都度性を把握した上で

それを越える仕方においてあるものであり、従って現場を経た立場である。アベラールが音声が現に発せられていなくても、言葉は存在すると言ひ、かつその「存在する」とは言葉が設定されているという意味だとしたときにまさにこの立場が示されている。ここで言葉の設定への言及を何か歴史的前提を導入することと解する必要はない。むしろ、その都度の私の言語理解の事実から論理的に要請されることをこのように表現していると私は解したのである。それが認められるならば、このようにしてものと言語とを等分に見る立場からのではなく、現場を経た立場からの存在論として、言語と理解（概念）の存在する場が拓かれたということもまた認められるであろう。

引用文献

[LI] Petrus Abaelardus, *Logica 'Ingredientibus'*, in: Peter Abaelards philosophische Schriften I. hrsg. von Bernhard Geyer, 1919 (*Beiträge zur Geschichte der Philosophie des Mittelalters* Bd. xxi, heft 1-3).

[LNPS] Petrus Abaelardus, *Logica 'Nostrorum petitioni sociorum'*, in: Peter Abaelards philosophische Schriften II. hrsg. von Bernhard Geyer, 1933 (*Beiträge zur Geschichte der Philosophie des Mittelalters* Bd. xxi, heft 4).

[DIAL] Petrus Abaelardus, *Dialectica*, ed. by L. M. De Rijk (2nd revised edition) 1970.

[TWEEDALE 1976] Martin M. Tweedale, *Abailard on Universals*.

[De RIJK 1967] L. M. De Rijk, *Logica Modernorum* II, pt. 1.

[BEONIO 1969] Maria Teresa Beonio-Brocchieri Fumagalli, *The Logic of Abelard* (transl. by Simon Pleasance).

付記

本論は第33回中世哲学会シンポジウム（1984年11月18日）における提題『唯名論の系譜—アベラールとオッカム—』（『中世思想研究』XXVII, 1985年に要旨発表済）の一部に、昭和60年度文部省科学研究費による研究成果の一部を加えて、書き改めたものである。